

事例V-1

湿原一帯の景観に配慮した森林施業

大分西部森林管理署は、平成17年にラムサール条約湿地として登録されたくじゅう坊カツル・タデ原^{たでの}湿原に近接する九重山^{ここのえやま}国有林で、地元関係者の意見を踏まえて湿原一帯の景観に配慮し等高線に沿った間伐を実施した。この施業により針広混交林へ誘導し、景観の形成や国土保全、水源かん養といった公益的機能の向上を図っている。



上空から見た間伐実施箇所

2 「国民の森林」としての管理経営

(1) 新たな管理経営に関する基本計画

国有林野では、管理経営の基本方針を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下、「管理経営基本計画」という。）を策定している。平成20年12月には、平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間を計画期間とした管理経営基本計画を新たに策定し、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全の各項目を基本方針とした管理経営を行うこととしている。

(2) 国民の生活を守るための森林づくり

国有林野には、国土保全や水源かん養等公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在しており、平成19年度末現在、国有林野の89%に当たる677万 ha が水源かん養や土砂流出防備等を目的とした保安林に指定されている。

さらに、国民が安全で安心できる暮らしを確保するため、台風や集中豪雨等により荒廃した地域を早期に復旧するための治山事業を、自然環境の保全への配慮やコスト縮減に努めながら計画的に実施している。特に国有林と民有林が近接している地域では、上流域の国有林と下流域の民有林の復旧を一体的に行う特定流域総合治山事業を、平成20年度に新たに着手した秋田県の「沼頭^{ぬまかしら}」、長野県の「贅川^{にえかわ}」、岐阜県の「ふくろ洞支溪^{ぼらしけい}」、鳥取県の「久住^{くじゅう}」、愛媛県の「龍岡上^{りゅうおかみ}」の5地域を含む24地域で実施している。

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震では、岩手県奥州市・一関市、宮城県栗原市の国有林野を中心とした大規模な山腹崩壊や地すべり等により、林野関係で約1,003億円の被害が発生し、このうち国有林野内の林地や治山施設等には約603億円の被害が生じた。国有林野を管理する東北森林管理局では、国道の被災により孤立化した地区の交通を早期に確保するため、迂回路として国有林野内の林道を緊急に整備したほか、二次災害防止のため土石流センサーや監視カメラの設置等の応急対策を迅速に行った。また、災害が再び発生するおそれのある箇所については、緊急に山腹工等の治山施設を設置した。さらに、国有林野事業の組織を活かし、経験豊富な治山技術者等を全国から被災地に派遣するなど早期復旧に向けた取組を実施した。

事例V-2

地震により孤立化した地区への交通確保

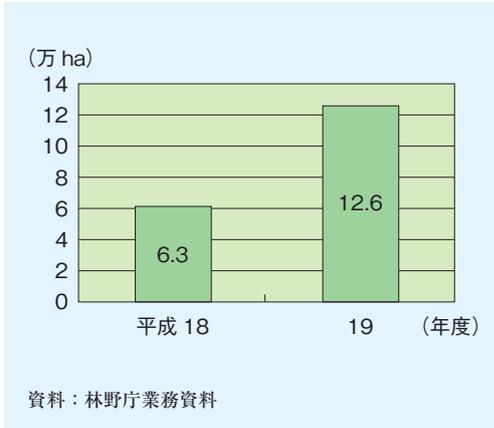
東北森林管理局は、岩手・宮城内陸地震により通行止めになった国道342号線の迂回路として、桂沢林道、東桂沢林道（岩手県一関市巖美町）等を緊急整備した。迂回路は、孤立した祭時地区への交通を確保するために整備され、地区住民の生活路線として活用されるなど生活を守る一翼を担っている。



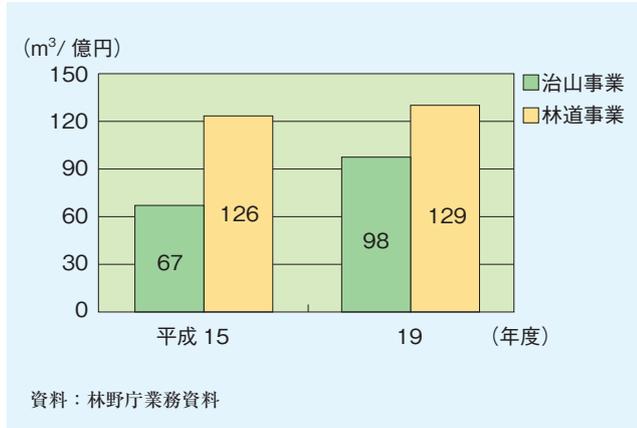
(3) 地球温暖化防止対策の推進

国有林野では、京都議定書の目標達成に向けて森林吸収源対策を着実に推進するため、間伐等を計画的に実施し、多様で健全な森林の整備・保全に率先して取り組んでいる。平成19年度には前年度の2倍に当たる約12万6千haの間伐を実施した（図V-2）。また、地球温暖化防止に貢献するため木材の利用を推進しており、治山事業・林道事業の森林土木工事に間伐材を積極的に利用した（図V-3）。さらに、森林環境教育の場等において、森林整備や木材利用が地球温暖化防止に果たす役割について積極的に説明し、森林吸収源対策等について国民の理解を深めるように努めている。

図V-2 国有林野における
間伐面積の推移



図V-3 国有林野事業における工事費
1億円あたりの木材利用量の推移



事例V-3

森林土木工事における間伐材の積極的な利用

コンクリート構造物の型枠には、一般的に鋼板や輸入木材等から製造される合板を使用することが多い。近畿中国森林管理局は、谷止工等の上流側の型枠として、これまで十分に利用されなかった間伐材を有効活用することで、完成後の残置による撤去手間の省略や炭素固定等の効果を期待している。



(4) 生物多様性の保全等に向けた森林の保全・管理

国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地、知床（陸域）をはじめ、原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されている。

国有林野では、こうした貴重な森林を厳正に保全・管理するため、目的に応じて「森林生態系保護地域」や「森林生物遺伝資源保存林」等7種類の保護林を設定しており、平成20年4月1日現在、その面積は78万 ha となっている（表V-1）。

表V-1 保護林の設定状況

(単位：箇所、千 ha)

名称	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	29	495
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	35
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	324	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	369	182
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	37	21
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	35	35
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	35	4
合計		841	780

資料：林野庁業務資料

注1：平成20年4月1日現在

注2：計の不一致は、四捨五入による。

平成19年度には、宮崎県^{ひがしもりかたぐんあやちよう}東諸県郡綾町及び小林市^{こばやし}の国有林野において、約1千 ha の森林生態系保護地域を新たに設定するなど、地域の特徴ある貴重な天然林等8か所を保護林として新たに設定するとともに、1か所を拡張した。これらの保護林では、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等貴重な自然環境の適切な保全・管理に取り組んでいる。

平成19年4月に設定した「小笠原諸島森林生態系保護地域」については、世界自然遺産登録も視野に入れ、独自の進化を遂げた特異な生態系を適切に保全・管理するための「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」を平成20年3月に策定した。また、平成20年9月には、レクリエーション等の利用による固有の生態系への影響を軽減し利用と保護の調整を図るため、立ち入ることのできるルートを指定するなどの新たな利用ルールを導入した。

事例V-4 小笠原諸島森林生態系保護地域における新たな利用ルール

関東森林管理局が導入した新たな利用ルールでは、森林生態系保護地域に立ち入る場合に、希少な動植物の生息・生育環境の保全と利用に関する講習の受講や入林許可を受けたガイド等の同行を義務づけている。このようなルールの導入は、全国の森林生態系保護地域で初めての取組であり、生態系への影響の軽減が期待されている。

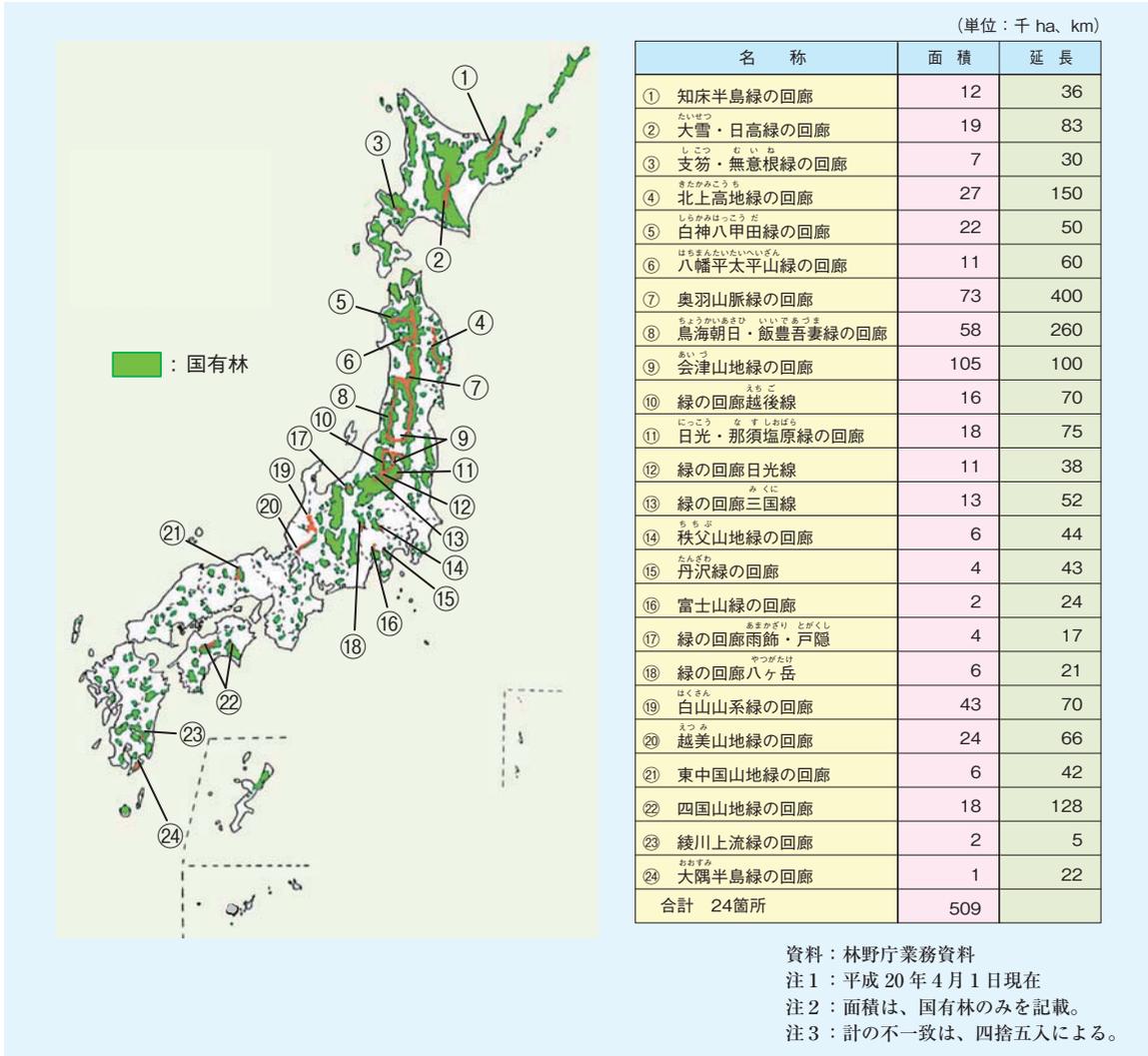


平成19年度から、すべての保護林を対象としたモニタリング調査を開始している。この調査は、保護林の設定後の状況変化を客観的に把握するため5年ごとに森林や動物等の状況変化を調査し、その結果を植生の保全・管理や区域の見直し等に役立てることを目的としている。

また、国有林野では、野生動植物の生息・生育地を結んだ移動経路を確保するため、保護林相互を連結した「緑の回廊」を設定し、種の保全や遺伝的な多様性の確保を図っている。

緑の回廊では、人工林の中に自然に生育した広葉樹を積極的に保残するなど野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行うほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育実態を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施している。また、国有林だけでは緑の回廊として十分な幅が確保できない場合等は、必要に応じて隣接する民有林の協力を得て緑の回廊を設定するよう努めている。平成20年4月1日現在、24か所、50万9千haの緑の回廊を設定している（図V-4）。

図V-4 緑の回廊位置図



事例V-5

四国山地緑の回廊におけるモニタリング調査

四国森林管理局は、緑の回廊の適切な整備や管理を進めるため、平成15年3月に設定した「四国山地緑の回廊」(石鎚山地区・剣山地区)でモニタリング調査を実施している。このうち自動カメラによる野生生物の撮影では、四国において絶滅のおそれのあるツキノワグマの生息などが確認された。これらの調査結果を踏まえ、緑の回廊の適切な保全・管理を進めている。



V

さらに、それぞれの地域や森林の特色を活かして、効果的な森林管理が可能となる地区について、市民団体や地域住民と協働・連携して森林の整備・保全活動等を行う「モデルプロジェクト」を実施しており、地域本来の生態系を復元するための森林整備や台風被害地の再生等の様々な活動を展開している。

事例V-6

生物多様性の保全を推進する取組

北海道森林管理局は、多様な生態系を有する森林の維持管理を進めるため、平成19年3月に「生物多様性検討委員会」を設置した。検討委員会の報告を受け、海と密接なつながりのある森林を、地域のボランティア団体等と協働してニシンの大群が押し寄せていた頃の状態に再生する「にしんの森再生プロジェクト」等を実施し、生物多様性の保全に努めている。



市民参加による植樹活動

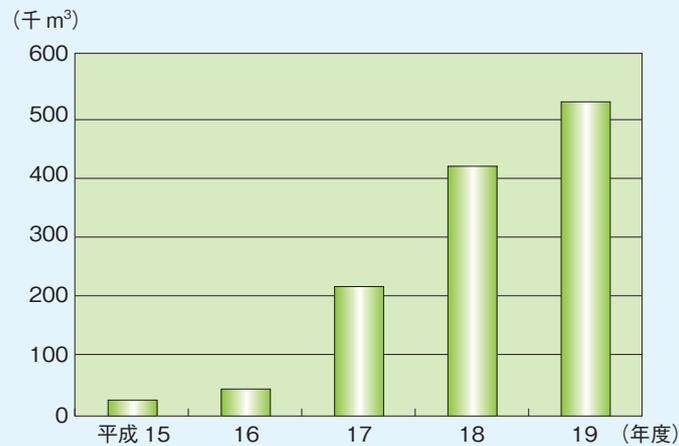
(5) 木材の安定供給を通じた地域への貢献

(木材の安定供給の推進)

我が国の森林面積の約3割を占める国有林野は、木材の供給面において国産材供給量の約2割を占めており、国有林野からの供給は国産材の安定供給を進める上で重要な役割を果たしている。

国有林野では、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めており、それに伴い生産される間伐材等のこれまで利用が低位であった低質材については、木材加工技術の向上により集成材や合板等の原料として利用が拡大している。そこで、集成材・合板工場等の大口需要者との間で企画競争に基づく相互協定を結び安定的に木材を供給する「システム販売」を進め、地域における間伐材等の需要拡大に努めている（図V-5）。

図V-5 システム販売量の推移



資料：林野庁業務資料

事例V-7

木材の安定供給に向けた取組

九州森林管理局は、森林吸収源対策として積極的な間伐に取り組むとともに、システム販売による木材の安定供給に努めている。平成20年度は、年間を通じた間断のない供給に努め、システム販売による販売量を前年度より3万2千m³多い18万7千m³に引き上げた。また、同局では、簡易で崩れにくい路網と高性能林業機械の組合せによる作業の効率化や生産された原木を山元から製材工場等へ直送する取組により、生産・流通のトータルコスト縮減を目指している。

大分西部森林管理署内で素材生産を請け負っているN社は、現地の地形に応じた列状間伐の実施や高性能林業機械の導入により、労働生産性の向上と生産コストの削減を進めている。生産された木材は、同局とシステム販売の協定を結んだ佐賀県のI社に持ち込まれ、ラミナ等の原料として使用されている。



N社の列状間伐の実施箇所



システム販売先の木材市場（I社）

V 「国民の森林」としての国有林野の取組

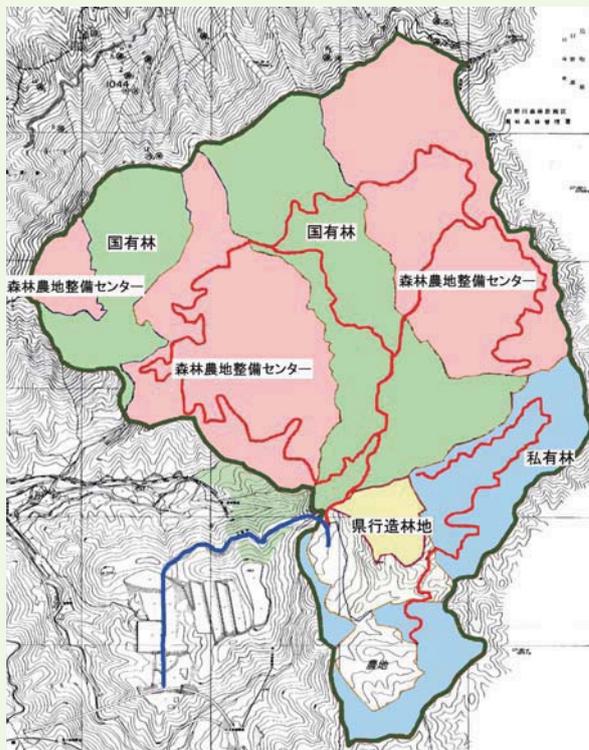
また、インターネット等を活用し、迅速かつ広範囲にわたる公売情報の提供や民間市場への素材販売の委託等、樹材種の特質に応じた販売や販路の拡大に努めている。

さらに、国有林は、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムについて先導的な取組を行っており、民有林関係者にも参加を呼びかけ現地検討会を開催するなど、その普及に努めている。

事例V－8

流域の間伐を推進する民有林と連携した取組

近畿中国森林管理局は、島根県等と民有林・国有林を一体とした森林整備協定を結び、森林共同施業団地を県内各地に設定している。所有形態の異なる森林をまとめ、一体となった路網の整備や高性能林業機械を活用して低コストで効率的な間伐に民有林・国有林が連携して取り組んでいる。



やかわ
八川地域森林施業団地



低コスト路網の開設

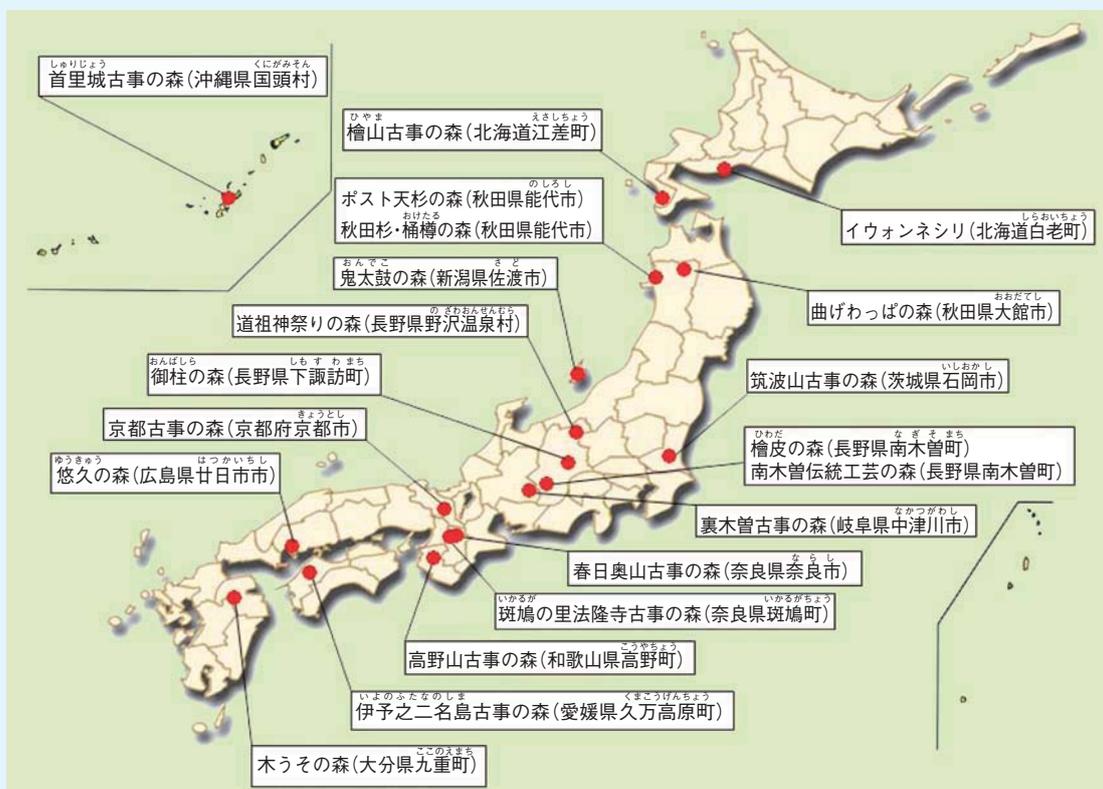


高性能林業機械の導入

(木の文化を支える森づくり)

国有林野では、歴史的木造建造物や各地の祭礼行事等、次代に引き継ぐべき木の文化を守るための取組として、国民参加による「木の文化を支える森づくり」を進めている。世界文化遺産及び重要文化財に指定されている社寺仏閣の修復等に必要なスギ・ヒノキ等を育てる「古事の森」など、平成21年3月31日現在、全国20か所で木の文化を支える資源や郷土樹種の長期的な育成等を進めている（図V－6）。

図V-6 「木の文化を支える森づくり」位置図



資料：林野庁業務資料

注：平成21年3月31日現在

これまでに「木の文化を支える森づくり」に設定された箇所では、地元自治体等からなる協議会が主催する植樹祭や下刈作業などの継続的な取組が行われている。

また、国有林では、多様な森林を有する国有林野の特性を活かし、木曾ヒノキ・天然秋田杉等の銘木や大径長尺材のように民有林からの供給が期待しにくい材の計画的な供給に努めている。

事例V-9

「首里城古事の森」の活動

沖縄森林管理署は、首里城の復元、修復に使用されているイヌマキ等の貴重な琉球の木の森づくりを進めていくため、平成20年11月、「首里城古事の森育成協議会」との間で「首里城古事の森づくり活動に関する協定書」を締結した。沖縄県国頭村でイヌマキ200本を植樹し、木の文化の継承に貢献する森づくりに取り組んでいる。



地元児童が参加した植樹活動

(6) 国民に開かれた国有林野

(国民参加の森林づくり)

国有林野では、「国民の森林」としての管理経営を一層進めていくため、教育関係者やNPO等へ活動フィールドの提供等を行い「国民参加の森林づくり」に取り組んでいる。

各森林管理局や森林管理署等では、森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対してフィールドを提供する「遊々の森」、「ふれあいの森」、「法人の森林」を設定するとともに（表V-2）、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定し（表V-3）、国民の保健・文化・教育の場として利用している。

表V-2 遊々の森、ふれあいの森、法人の森林の設定状況

(単位：件)

	平成15年度	16	17	18	19
遊々の森	71	93	107	127	139
ふれあいの森	137	145	147	151	143
法人の森林	381	399	420	443	457

資料：林野庁業務資料

表V-3 レクリエーションの森の設定状況及び利用者数

(単位：箇所、千ha、百万人)

種類	箇所数	面積	利用者数	代表地
自然休養林	90	105	32	高尾山、赤沢、屋久島
自然観察教育林	160	32	16	箱根、軽井沢、上高地
風景林	506	179	32	摩周、嵐山、宮島
森林スポーツ林	64	8	1	風の松原、扇の仙、西之浦
野外スポーツ地域	195	48	34	南蔵王、玉原、苗場
風致探勝林	115	22	16	層雲峡、駒ヶ岳、穂高
合計	1,130	394	131	

資料：林野庁業務資料

注：箇所数及び面積は、平成20年4月1日現在の数値であり、利用者数は、平成19年度の数値である。

「遊々の森」は、子どもたちが植樹・下刈等の様々な体験活動や野生動植物の観察等の学習活動を行う場として設定され、森林の利用を通じた子どもたちの人格形成や、幅広い知識の習得を行う森林環境教育の場として利用されている。

事例V-10

「遊々の森」を活用した森林環境教育の取組

平成20年7月、山形森林管理署最上支署は、山形県舟形町教育委員会と遊々の森の協定を結び、ブナの二次林を「ふながた薬師の森」として設定した。最上支署と教育委員会、地域の環境学習支援団体の三者が連携し、児童・生徒等を対象とした森林環境教育に農山村地域の文化を取り入れた活動を行っている。



「ふれあいの森」は、NPO等が植樹・間伐等の森林づくり活動や自然観察会、森林教室等の森林とのふれあい活動を行う場として設定され、様々なアイデアを活かした活動を楽しむ場として利用されている。

事例V-11

「ふれあいの森」における国民参加の森林づくり

愛知森林管理事務所は、三河湾（漁場）の環境を守り将来に向けて豊かな水産資源を維持するため、穂の国森づくりの会と協定を結び「穂の国みんなの森林」を設定している。平成20年度は、漁業関係者や水産高校等が参集し、以前に植栽したブナ等の広葉樹の保育作業を実施した。



また、「法人の森林」は、契約者が国とともに森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合で分け合う分収林制度を利用して、企業等が森林づくりを行う場として設定され、企業等の社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として利用されている。

事例V-12

国有林野をフィールドとした企業の森林づくり

九州森林管理局は、佐賀県鳥栖市内の国有林野において、かけがえのない水と関係の深い企業の社会的責任として水資源管理に取り組むC社と「法人の森林」契約を締結している。同社は、この森林を「さわやか自然の森」と名付け、社員や家族等による枝打ち等の林業体験や遊歩道の造成等を行っている。



このほか、「レクリエーションの森」では、国民が快適に利用できるよう、利用者の自主的な協力による「森林環境整備推進協力金」等を活用し、森林整備や案内板等の整備、美化清掃に取り組んでいる。さらに、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、森林整備に関心の高い企業等の支援による「サポーター制度」を用いて、平成21年3月31日現在、全国7か所で支援協定を締結し整備や管理を行っている。

事例V-13

「レクリエーションの森」サポーター制度の取組

東北森林管理局は、A社、仁別森林博物館ボランティア案内人会と協定を締結し、仁別自然休養林内の森林等において、自然環境教育や森林整備等の活動に連携して取り組むこととした。平成20年度は、3者の協力により遊歩道へのウッドチップ敷きを行った。



（国民の声を活かす取組）

国有林野では、平成16年度から活発な情報の受発信を行い国民の声を管理経営に活かすため、「国有林モニター」を広く国民から募集しており、平成20年4月1日現在308人が登録している。「国有林モニター会議」やアンケート調査のほか、森林整備や治山工事の現地見学を実施し、幅広い情報の提供や様々な意見の把握により国民の声を管理経営に反映させている。

また、開かれた「国民の森林」としての管理経営を推進するため、ホームページ等による情報発信や電子メール等を通じた意見・要望の把握に努めている。さらに、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画」等の策定・変更にあたっては、計画案を公表し国民の意見を聴くなど、対話型の取組を進めている。